

学校法人の寄附行為（変更）認可申請 にあたっての留意点等



平成24年3月2日

高等教育局私学部私学行政課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要	3
2. 申請手続等の流れ	9
3. 学校法人分科会による審査の概要	10
4. 申請書類作成上の留意点等	12
5. その他	14
参考資料	18

1. 学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要

（1）審査基準のポイント

① 校地、施設及び設備

- ◇原則、申請時点で自己所有であることが必要。
- ◇ただし、一定要件を満たす場合は借用でも可。

② 標準設置経費、標準経常経費

【標準設置経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば、当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。

※平成24年度審査より、「施設」の標準設置経費は約0.4%の減額改定、「設備」の標準設置経費は約0.7%の減額改定を行う予定。

【標準経常経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上であることが必要。

※平成24年度審査より、「標準経常経費」の算定式の「人件費」の単価について、約0.2%の減額改定を行う予定（「人件費以外」は改定なし。）。

③ 設置経費等の財源

- ◇設置経費等の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で、一定の要件を満たすものでも可。

④ 負債率、負債償還率

【負債率】

- ◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

【負債償還率】

- ◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤ 管理運営状況等

- ◇学校紛争その他学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと など

(2) 設置経費の財源の考え方

- ◇設置経費の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で一定の要件を満たすものでも可。

貸借対照表を基礎とする財源のフローチャート（基本的な考え方）

① 【現金預金－（流動負債＋第4号基本金）】が設置経費を上回っているか。

上回っていない

② 前受金以外の流動負債に対応した資産を有する場合、それらを除いた上で上記①が設置経費を上回っているか。

上回っていない

③ 設置経費の支払時期までに現金化出来る有価証券（注1）がある場合、それを財源に加えた上で上記①が設置経費を上回っているか。

上回っている

上回っていない

財源を、負債性のない自己資金等で保有している。

財源の説明がつかない。
計画の見直しが必要。
（注2）

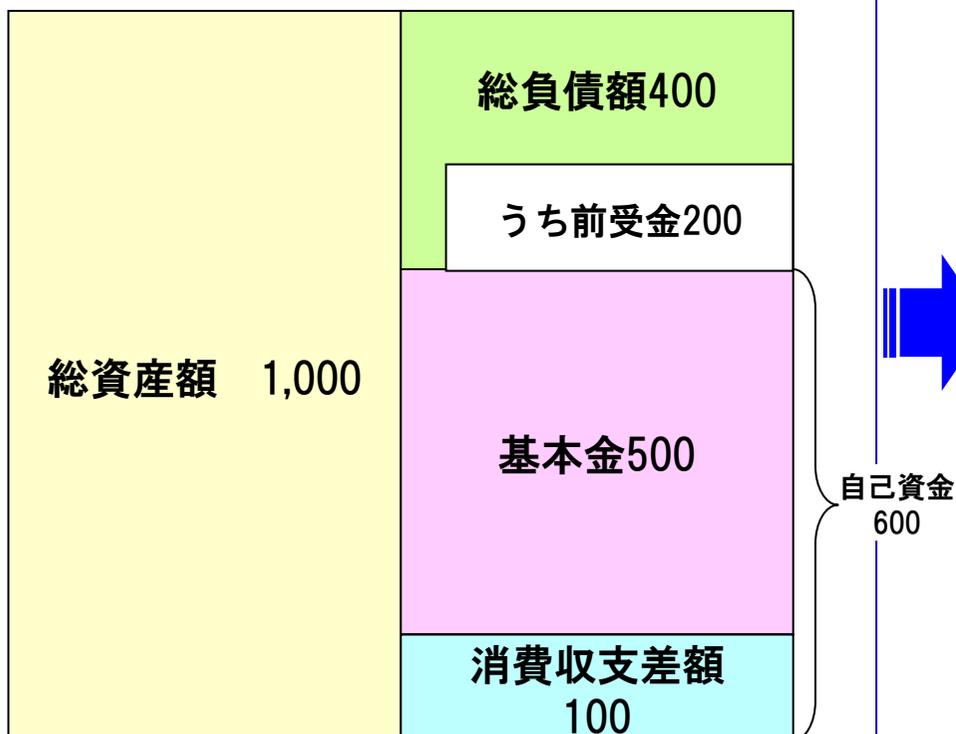
（注1）審査基準第一の一の（十）のオ（財源の保有形態）に留意が必要。

（注2）第4号基本金に対応した資産や設置財源に充当できる特定資産を保有している場合は、個別にご相談いただきたい。

(3) 負債率

- ◇ 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債率」は、「総資産額」に占める「前受金を除く総負債額」の割合。
- ◇ この「負債率」は、日本私立学校振興・共済事業団が毎年度作成している「今日の私学財政」に掲載されている「総負債比率」や「負債比率」とは算出方法が異なるので留意が必要。

1. 貸借対照表の状況



2. 負債率等の算出方法

① 負債率（審査基準）

総資産額に占める前受金を除く総負債額の割合

$$(総負債額400 - 前受金200) \div 総資産額1,000 \times 100 = 20\%$$

② 総負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）

総資産額に占める総負債額の割合

$$総負債額400 \div 総資産額1,000 \times 100 = 40\%$$

③ 負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）

自己資金(基本金+消費収支差額)に占める総負債額の割合

$$総負債額400 \div 自己資金600(*) \times 100 = 66.7\%$$

※ 自己資金 = 基本金 + 消費収支差額

(4) 負債償還率

- ◇ 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債償還率」は、「帰属収入」に占める「負債償還額（元本＋利息）」の割合。
- ◇ 「負債償還率」を算出する際、「短期借入金」を除外することが可能であるが、この「短期借入金」は、「学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）」における「短期借入金」とは取り扱いが異なるので、留意が必要。

① 算出方法

$$(\text{借入金等返済支出} + \text{借入金等利息支出}) \div \text{帰属収入} \times 100 \leq 20\%$$

- ・ 短期借入金（借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る）は除外することが可能。
- ・ 借入金を繰上償還した場合は、当該償還額は除外することが可能。

② 短期借入金の取扱い

- ア 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」上の取扱い
➡ 借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る（借入時期と償還期限が同一年度内）
- イ 「学校法人会計基準」上の取扱い
➡ 償還期限が貸借対照表日後1年以内に到来するもの（借入時期と償還期限が年度をまたぐ）

(5) 管理運営体制等

① 管理運営体制

- ア 大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制の整備
- イ 役員の資質
〔学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職責を果たすことができる者で、学校法人の理事又は監事としてふさわしい社会的信望を有するもの。〕
- ウ 他の学校法人の役員との兼職の制限
- エ 役員の構成（教授会等の意向が反映される構成）
- オ 管理運営上必要な諸規程（以下参照）の整備 など

<学校法人の管理運営上必要な諸規程の例>

【組織・総務関係】

組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱（接受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程

【人事・給与関係】

就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程（支給する場合）、教職員給与規程、役員退職金支給規程（支給する場合）、教職員退職金支給規程、旅費規程

【財務関係】

会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程 など

② 管理運営状況、事務処理状況

学校紛争等その他学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないことが必要。
この場合、以下の事項に留意。

- ア 法令に基づく登記、届出、報告等の適正な実施
- イ 役員間、教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争
- ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還、その徴収する掛金、公租公課の支払状況

<これまでの指摘例>

- 役員、評議員の選任方法が不適切であった例（遡及して選任した例など）
- 予算を当該年度に入ってから理事会等に付議していた例
- 寄附行為変更、予算、決算等を付議する理事会、評議員会の開催順序が逆になっていた例
（寄附行為変更及び予算は評議員会→理事会の順で、決算は理事会→評議員会の順で行うべき）
- 学校法人の管理運営上必要な諸規程をほとんど整備していなかった例
- 学校法人と理事長個人が利益相反行為にあたる契約を行っていた例
- 財務関係書類等の備え付けが遅延していた例、作成すべき書類を作成していなかった例
- 法令に基づく登記（代表権の登記、資産総額変更登記など）が遅延していた例、当該登記を行っていなかった例
- 財務関係書類の利害関係人への閲覧（閲覧対象書類、閲覧の対象者）が不十分であった例 など

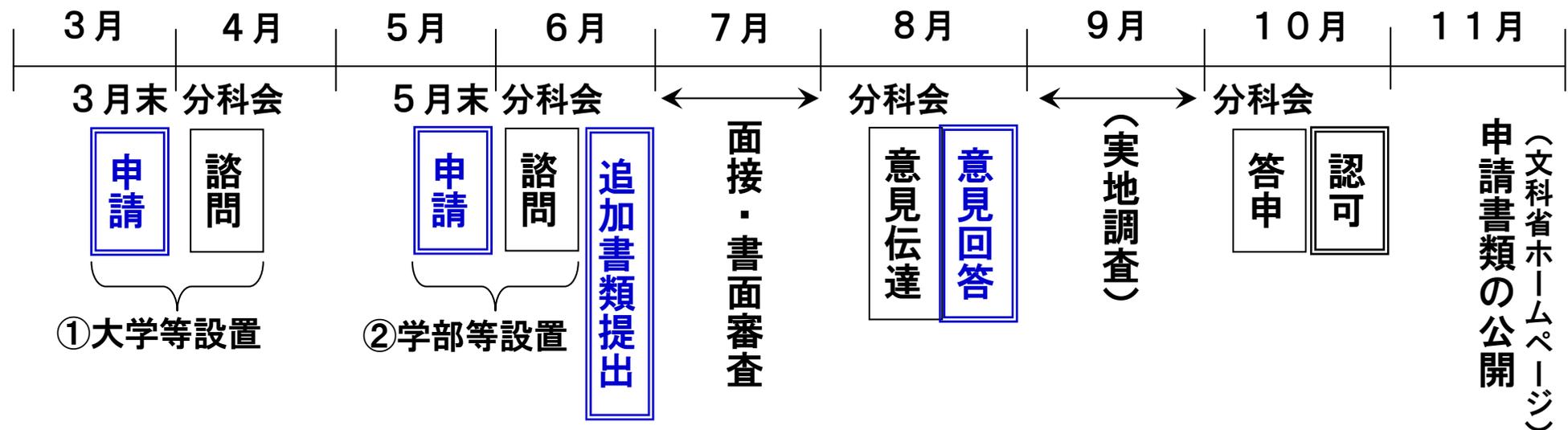
2. 申請手続等の流れ

◇大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可の申請書類は、

- ①私立大学等を設置する場合は、開設年度の前々年度の3月末と前年度の6月末、
- ②私立大学に学部等を設置する場合は、開設年度の前年度の5月末と6月末、
の2回に分け提出することが必要。

◇申請書類の作成にあたっては、「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の手続き等に関する手引き」をご活用いただきたい。

【一般的な審査スケジュール（学校法人分科会）】



3. 学校法人分科会による審査の概要

(1) 審査のポイント

① 学生確保の見通し

- ◇第三者による学生確保の調査結果の活用など、確保の見通しを十分検討、分析しているか。
- ◇学生確保に向けた取組状況はどうか。



全ての案件について、学生確保の見通しや取組状況に係る説明を求めており、大学等を新設する場合は、「第三者による学生確保に関する調査結果（アンケート調査結果など）」の内容等を審査している。

② 管理運営体制等

- ◇役員の資質・構成など、大学を設置するにふさわしい管理運営体制が整えられているか。
- ◇役員会・評議員会は、寄附行為の規定に基づき適切に運営されているか。
- ◇法令に基づく登記・届出が遅滞なく行われているか。
- ◇財務関係書類の公開が適切に行われているか。



◇全ての案件について、過去の理事会・評議員会の議事録や過去の計算書類などの提出を求めると、管理運営状況や財務状況について審査している。

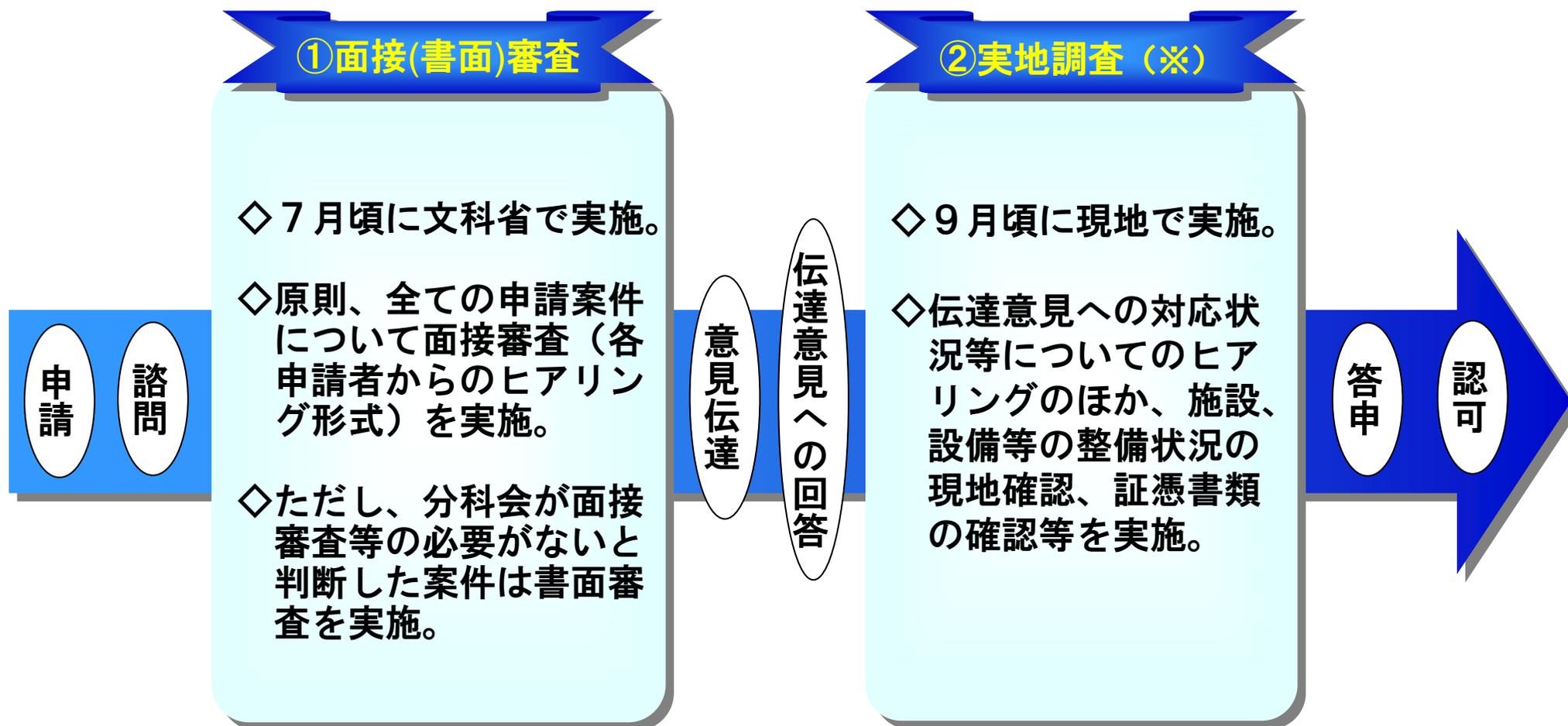
③ 財務状況

- ◇過去の財務状況（収支バランス、ストックの状況、教育研究経費の比率など）はどうか。
- ◇完成年度における収支見通しはどうか。



◇また、実地調査を行う場合は、施設設備の整備状況や設置財源の保有状況に関する証憑書類を現地にて確認するなどの審査を実施している。

(2) 審査の方法等



※ 申請区分等によっては、「実地調査」を行わない場合がある。

4. 申請書類作成上の留意点等

近年、準備不足と考えられる申請や、意識の低い申請者の増加などが散見。設置認可等の申請については、以下の審議会長等のコメントを十分理解の上行っていただきたい。

【大学設置・学校法人審議会長コメント（H19.11.27）（抜粋）】

- ◇平成20年度開設予定の申請案件は、総じて準備不足の傾向が顕著。
- ◇大学設置に関する基本的理解を欠いているとの懸念がもたれる内容のものも散見。
- ◇各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対し、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚していただくよう強くお願いしたい。
- ◇積極的に教育情報・財務情報を公開し、社会に対する説明責任を果たすよう期待。

【大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長コメント（H20.2.27）（抜粋）】

- ◇近年、新設早々学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学、校舎の全部借用の結果借料が経営を大きく圧迫する株式会社立大学の例が多く散見。
- ◇昨今、認可申請書の不実記載などの不正申請、文部科学大臣勧告を受けた株式会社立大学の例など、一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事案が続き、極めて遺憾。
- ◇設置認可に際し、「数値基準されクリアすれば」といった低い意識の申請者が増加。
- ◇我が国の私立大学制度に関する各設置者の強い自覚、自省を切に求めたい。また、各種大学関係団体にも、会員大学に対する適切な対応を期待。

<書類間の整合性に留意が必要な主な点>

①校地・校舎等の面積の整合性

- ・ 様式第2-1号（設置に係る基本計画）と、様式第6号その1（財産目録）
- ・ 様式第2-1号（設置に係る基本計画）と、大学設置認可申請書の「基本計画書」

②設置経費等の整合性

- ・ 様式第4号その1（設置経費）と、様式7号その1（事業計画）
- ・ 様式第4号その3（転共用計画表）と、様式第6号その1（財産目録）
- ・ 様式第4号その3（転共用計画表）と、様式第8号（負債償還計画書）

③予算・決算の整合性

- ・ 様式第4号その1（設置経費）と、様式第10号その1（資金収支予算決算総括表）
- ・ 様式第8号（負債償還計画書）と、様式第10号（資金収支・消費収支予算決算総括表）
- ・ 様式第10号間の整合性

〔 資金収支・消費収支予算決算総括表と、学生納付金内訳表
資金収支・消費収支予算決算総括表と、専任教職員等給与内訳表 〕

<その他>

・ 設置経費の計上漏れ

〔 大学設置認可申請書の「設置の趣旨等を記載した書類」には、新たに図書や教具等の整備を行う旨記載されているにもかかわらず、「設置経費を記載した書類」には当図書等の整備費が計上されていない など 〕

5. その他

(1) 都道府県知事を経由した申請

以下の申請は、都道府県知事を経由して行うことが必要。(私立学校法施行令第2条)

- ① 大臣所轄法人が知事所轄学校を設置する場合の寄附行為変更の認可申請 など
- ② 知事所轄法人が大学等を設置する場合の寄附行為変更(組織変更)の認可申請 など
- ③ 合併の当事者が知事所轄法人で、合併後の法人が大臣所轄となる場合の合併認可申請 など

(2) 申請書類の一部変更手続き等(申請から認可までの間の手続き)

寄附行為(変更)認可申請書類について、申請から認可までの間に申請書類の内容等の修正が必要となった場合には、申請書類の一部変更手続きが必要。

※ 手続きの詳細は、「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の手続き等に関する手引き」を参照いただきたい。

＜一部変更手続きが必要となる例＞

- 大学設置分科会の意見への対応(施設設備の充実等)により、設置経費が増額となる例
- 工事等の契約を締結したことにより、設置経費が変更となる例 など

(3) 設置計画の変更協議手続き等(認可後、完成年度までの間の手続き)

◇ 認可後、完成年度までの間に、認可時の設置計画が変更となる場合には、構想段階で、あらかじめ協議することが必要。

◇ 事前協議なく設置計画を変更した場合には、大学設置・学校法人審議会において対応を審議。
(内容によっては「不認可期間の決定」につながる場合もあるので留意が必要。)

※ 手続きの詳細は、「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の手続き等に関する手引き」を参照いただきたい。

(4) 申請書類の公開

- ◇ 学生等の消費者保護を図るとともに、より透明な設置認可行政を実現するなどの観点から、平成23年度開設分から、大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可申請書類について、文部科学省のホームページに掲載。（大学等の設置認可申請書類は、平成22年度開設分から掲載。）
- ◇ これにより、申請書類の虚偽記載などの不正を抑制する効果を併せて期待。
- ◇ 学校法人自らホームページへの掲載等により積極的な情報公開を行うことが望ましい。
- ※ 文部科学省ホームページへの掲載書類は、以下のとおり。

<文部科学省ホームページへの掲載書類>

以下の書類について、「個人に関する情報や学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」、「大学設置等の認可申請書のうち既に公開している情報」を除き掲載。

- ① 寄附行為（寄附行為変更の場合、新旧対照表を含む）
- ② 設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類（様式第4号その1）
- ③ 設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式第4号その4）
- ④ 財産目録総括表（様式第6号その2）（小科目及び負債率を除く）
- ⑤ 貸借対照表（学校法人会計基準に規定する小科目及び注記を除く）
- ⑥ 事業計画（様式第7号その1）（施設又は設備の整備計画のうち事業費及び財源を除く）
- ⑦ 資金収支予算決算総括表（様式第10号その1）（新設校分）
- ⑧ 消費収支予算決算総括表（様式第10号その2）（新設校分）

(5) 寄附行為（変更）認可後の財政状況、施設等整備状況調査（アフターケア）

①調査の趣旨

- ・認可時の留意事項が確実に履行されているかを確認し、併せて学校法人の経営の実態及び施設・設備等の整備の進捗状況を把握。
- ・学校法人の健全な経営の確保のための指導・助言。

②調査対象法人

原則として、設置後完成年次に達するまでの間の学校法人。

③調査方法

- ・書類調査、実地調査のいずれかの方法で原則として毎年度1回実施。
- ・実地調査は、法人新設、大学・短期大学新設等の場合に、設置学部等が完成年次に達する年度に実施。（ただし、特別の必要がある場合はその都度実施。）

④調査内容

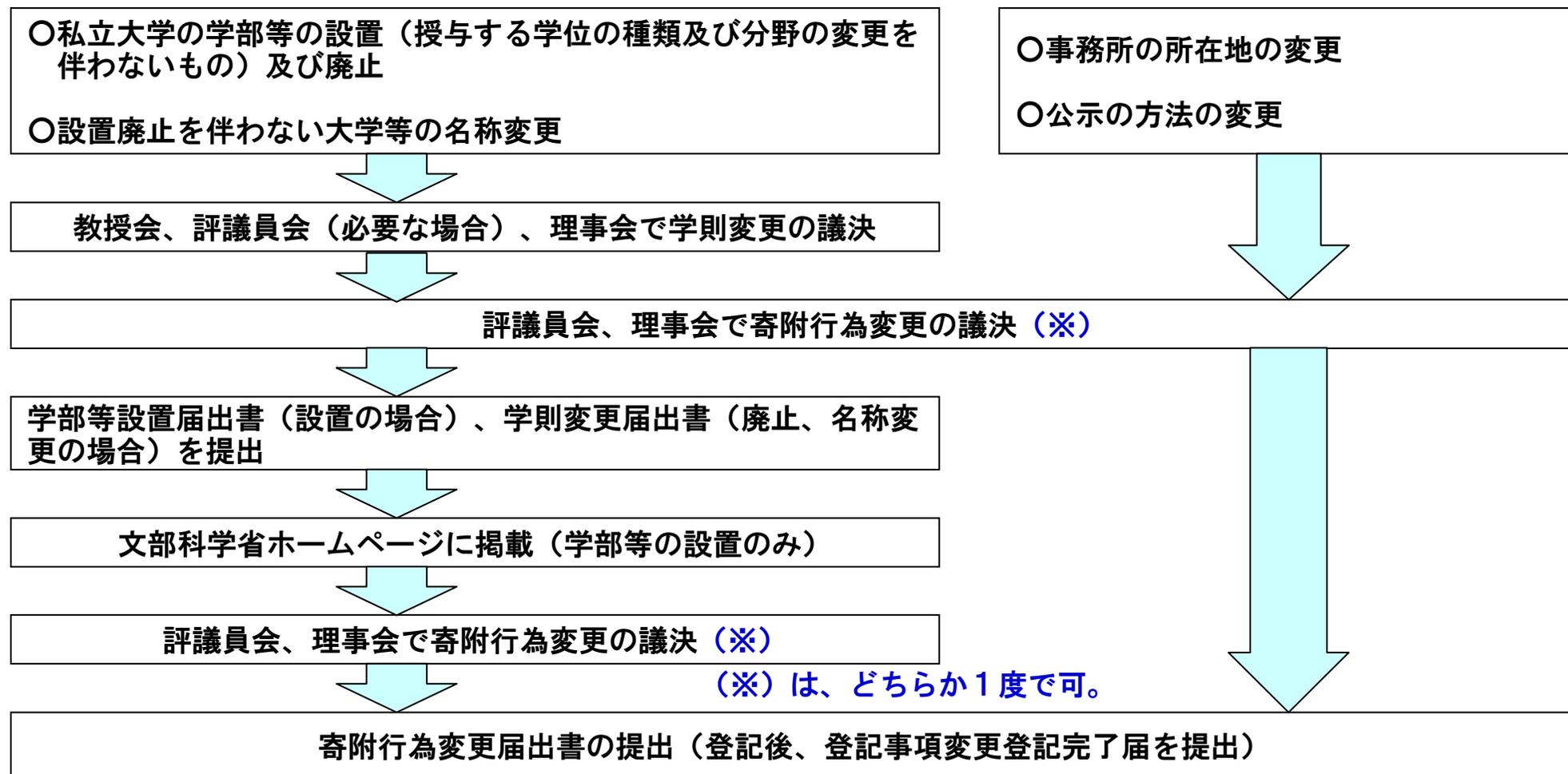
留意事項の履行状況、施設・設備の整備状況、役員の就任状況、事務組織の整備状況、入学者の状況、資産及び収支の状況 など

⑤調査結果の報告等

調査の結果、学校法人に対し指導、助言すべき事項（留意事項）がある場合は、学校法人分科会の議を経て、留意事項を学校法人に通知し、調査結果を公表。

(6) 寄附行為変更の届出手続き等

私立大学の学部等の届出設置（授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）等に係る寄附行為変更の届出については、以下の流れを参照いただきたい。

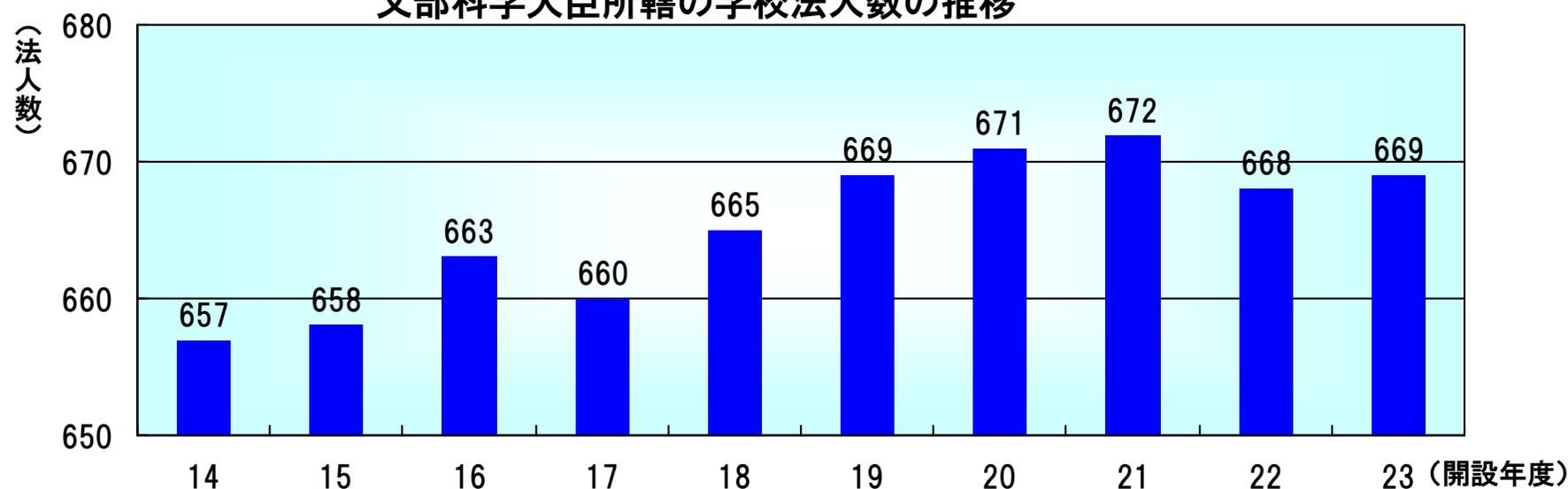


文部科学大臣所轄の学校法人数等の推移

文部科学大臣所轄学校法人の設立等認可件数等の推移

年度		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
法人数		657	658	663	660	665	669	671	672	668	669
増加	新設法人による増	0	2	3	1	3	0	3	1	1	0
	知事所轄からの移行による増	3	0	5	1	4	6	2	7	0	5
減少	知事所轄への移行による減	0	△ 1	△ 2	△ 2	△ 2	△ 1	△ 2	△ 3	△ 2	△ 3
	合併による減	△ 1	0	△ 1	0	0	0	△ 1	△ 3	0	△ 1
	解散による減	0	0	0	△ 3	0	△ 1	0	△ 1	△ 3	0
増減法人数合計		2	1	5	△ 3	5	4	2	1	△ 4	1

文部科学大臣所轄の学校法人数の推移



大学等の設置に係る寄附行為（変更）の申請、認可件数の推移

